

国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第13条の2及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第12条の4の規定に基づき、クロスアポイントメント制度について必要な事項を定めることにより、教員の多様性の確保及び教育研究の活性化を促進し、もって国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における教育研究基盤を強化・発展させることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「クロスアポイントメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 本学の教員が、第5条の協定に基づき、本学の身分を有したまま当該他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うこと。</p> <p>(2) 他機関の職員が、第5条の協定に基づき、当該他機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。</p> <p>2 この規程において「教員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第13条の2及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第12条の4の規定に基づき、クロスアポイントメント制度について必要な事項を定めることにより、職員の多様性の確保並びに教育研究及び事務組織の活性化を促進し、もって国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における教育研究基盤を強化・発展させることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「クロスアポイントメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 本学の職員が、第5条の協定に基づき、本学の身分を有したまま当該他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うこと。</p> <p>(2) 他機関の職員が、第5条の協定に基づき、当該他機関の身分を保有したまま本学の職員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。</p> <p>2 この規程において「職員」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就業規則第4条第1項第2号に規定する事務職員</p>	<p>対象職員を事務職員及び技術職員等にも拡充するため</p>

(新設)

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

3 (略)

(制度の適用条件)

第3条 クロスアポイントメント制度を適用するには、次の各号に掲げる条件の全てを満たさなければならない。

- (1) 本学の教育研究の活性化、教育研究基盤の強化及び発展に資すること。
- (2) (略)
- (3) クロスアポイントメント制度を適用する教員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）の倫理が保持されること。
- (4) クロスアポイントメント教員の職務遂行に著しい支障がないこと。
- (5) その他クロスアポイントメント教員の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(申請及び承認)

第4条 本学の教員又は他機関の職員に対しクロスアポイントメント制度の適用を希望する部局等の長は、あらかじめ他機関との事前協議及び所属部局等の教授会（教授会を置かない部局等にあつては、運営委員会）の議を経て、クロスアポイントメント制度の開始を希望する日の3月前までにクロスアポイントメント申請書（別紙様式）により、学長に申し出るものとする。

(3) 就業規則第4条第1項第3号に規定する技術職員

(4) (略)

(5) 特定有期雇用就業規則第4条第1項第3号に規定する特任専門職員

(6) (略)

3 (略)

(制度の適用条件)

第3条 クロスアポイントメント制度を適用するには、次の各号に掲げる条件の全てを満たさなければならない。

- (1) 本学の教育研究及び事務組織の活性化、教育研究基盤の強化及び発展に資すること。
- (2) (略)
- (3) クロスアポイントメント制度を適用する職員（以下「クロスアポイントメント職員」という。）の倫理が保持されること。
- (4) クロスアポイントメント職員の職務遂行に著しい支障がないこと。
- (5) その他クロスアポイントメント職員の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(申請及び承認)

第4条 本学の職員又は他機関の職員に対しクロスアポイントメント制度の適用を希望する部局等の長は、あらかじめ他機関との事前協議及び所属部局等の教授会（教授会を置かない部局等にあつては、運営委員会）の議を経て、クロスアポイントメント制度の開始を希望する日の3月前までにクロスアポイントメント申請書（別紙様式）により、学長に申し出るものとする。

<p>2・3 (略)</p> <p>4 学長は、毎年度、承認者の数を取りまとめ、教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>(協定の締結等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 学長は、前項の協定の内容のうち、労働条件に関する事項について、当該クロスアポイントメント<u>教員</u>に通知するものとする。</p> <p>3 学長は、本学の<u>教員</u>について第2条第3項第5号の民間企業と協定を締結する際には、原則として、当該クロスアポイントメント<u>教員</u>の給与額に当該民間企業における勤務割合を乗じて得た額の4割を、教育研究基盤強化経費として、当該民間企業の負担としなければならない。</p> <p>4 前項の教育研究基盤強化経費は、当該クロスアポイントメント<u>教員</u>に対するインセンティブ及び所属部局等の教育研究基盤を強化するための経費とする。</p> <p>(終了)</p> <p>第7条 クロスアポイントメントは、次の各号のいずれかに該当するときは終了するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) クロスアポイントメント<u>教員</u>が本学又は他機関を退職する場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(労働時間等の取扱い)</p> <p>第8条 クロスアポイントメント<u>教員</u>の労働時間、休日及び休暇並びに給与等については、就業規則第13条の2第2項又は特定</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 学長は、毎年度、<u>教育職員</u>の承認者の数を取りまとめ、教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>(協定の締結等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 学長は、前項の協定の内容のうち、労働条件に関する事項について、当該クロスアポイントメント<u>職員</u>に通知するものとする。</p> <p>3 学長は、本学の<u>教育職員</u>について第2条第3項第5号の民間企業と協定を締結する際には、原則として、当該クロスアポイントメント<u>職員</u>の給与額に当該民間企業における勤務割合を乗じて得た額の4割を、教育研究基盤強化経費として、当該民間企業の負担としなければならない。</p> <p>4 前項の教育研究基盤強化経費は、当該クロスアポイントメント<u>職員</u>に対するインセンティブ及び所属部局等の教育研究基盤を強化するための経費とする。</p> <p>(終了)</p> <p>第7条 クロスアポイントメントは、次の各号のいずれかに該当するときは終了するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) クロスアポイントメント<u>職員</u>が本学又は他機関を退職する場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(労働時間等の取扱い)</p> <p>第8条 クロスアポイントメント<u>職員</u>の労働時間、休日及び休暇並びに給与等については、就業規則第13条の2第2項又は特定</p>	
---	---	--

<p>有期雇用就業規則第12条の4第2項に基づき、第5条の協定の規定に従う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(権限及び職務)</p> <p>第9条 クロスアポイントメント<u>教員</u>は、所属部局等における教育研究及び管理運営等に関し、クロスアポイントメント制度を適用しない<u>教員</u>と同等の権限及び職務を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント<u>教員</u>の権限及び職務は、当該<u>教員</u>及び所属部局等の長との合議に基づき、制限することができるものとする。</p>	<p>有期雇用就業規則第12条の4第2項に基づき、第5条の協定の規定に従う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(権限及び職務)</p> <p>第9条 クロスアポイントメント<u>職員</u>は、所属部局等における教育研究及び管理運営等に関し、クロスアポイントメント制度を適用しない<u>職員</u>と同等の権限及び職務を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント<u>職員</u>の権限及び職務は、当該<u>職員</u>及び所属部局等の長との合議に基づき、制限することができるものとする。</p>	
---	---	--

附 則 (令和3年10月1日教規程40号)
この規程は、令和3年10月1日から施行する。